

子家発 0724 第 1 号
平成 30 年 7 月 24 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 児童福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の
取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について

子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化については、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成 27 年 10 月 28 日付け雇児総発 1028 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)により取組が進められているところ、今般、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において取りまとめられた、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)」において、児童虐待防止のための総合対策の一つとして「協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたものである。

そこで、児童虐待事案において、児童相談所、警察、検察の三機関間の連携強化を更に推進するため、下記のとおり通知するので、貴職におかれては、この内容を御了知いただきとともに、管内の児童相談所に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みである。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 協同面接実施後の情報共有

協同面接を実施した事案について、子どもの支援のために必要があるときは、児童相談所、警察及び検察の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。

なお、打合せの機会等に、警察や検察から、児童相談所が把握している情報の提供を求められた場合には、適切に対応すること。

2. 児童相談所、警察及び検察の連携強化

都道府県の児童福祉主管部局、都道府県警察本部、地方検察庁による連絡会議を実施するなどの方法により、各自治体の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。

以上

原議保存期間10年
(平成41年3月31日まで)

最高検刑第38号
平成30年7月24日

高等検察庁次席検事 殿 (参考送付)
地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁刑事部長 落 合 義 和
最高検察庁公判部長 大 場 亮太郎
(公印省略)

警察及び児童相談所との情報共有の強化について (通知)

児童が被害者等である事件については、平成27年10月28日付け当庁刑事部長通知「警察及び児童相談所との更なる連携強化について」(最高検刑第103号)に基づき、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察又は児童相談所から情報提供を受け、警察及び児童相談所の担当者と協議を行って対応方針を検討し、三機関のうちの代表者が児童から聴取する取組(以下「代表者聴取」という。)等を実施しているものと承知しています。

このような事件において刑罰権を適切に行使するとともに、再犯により児童が繰り返し被害を受けることがないようにするとの観点からは、警察及び児童相談所との情報共有が重要であると考えられます。そこで、代表者聴取を実施した後においても、例えば、事件の処分の際などに警察及び児童相談所との間で行う打合せなど、適宜の機会を通じ、上記の観点から、必要かつ相当と認められる情報を提供するとともに、必要な情報を入手するなどし、情報の共有が図られるよう留意願います。

おって、本件については、法務省刑事局、警察庁及び厚生労働省と協議済みであり、警察庁及び厚生労働省からも別添の各通知が発出されましたので、申し添えます。

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警察庁 丁刑企発第47号、丁生企発第490号
丁少発第165号、丁捜一発第83号
平成30年7月24日
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁生活安全局少年課長
警察庁刑事局捜査第一課長

警視庁 刑事部長
警視庁 生活安全部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
各管区警察局広域調整担当部長
(参考送付先)
警察大学校刑事教養部長
警察大学校生活安全教養部長
科学警察研究所総務部長

児童虐待事案に係る代表者聴取における検察及び児童相談所との更なる連携強化の推進について

児童を被害者等とする事案における代表者聴取については、「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更なる連携強化について」(平成27年10月28日付け警察庁丁刑企発第69号ほか)により取組が進められているところ、今年20日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に「協同面接(代表者聴取)の適切な実施と情報共有の推進」が盛り込まれ、「子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接(代表者聴取)を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。」とされたところである。

そこで、児童虐待事案に係る代表者聴取について、情報共有その他の連携を更に強化するため、下記の取組を推進することとされたい。

なお、本通達については法務省及び厚生労働省と協議済みであり、最高検察庁及び厚生労働省からも別添の通知が発出されているので申し添える。

記

1 代表者聴取実施後の情報共有

代表者聴取を実施した事案について、児童虐待事案に適切に対処する観点から、警察、検察及び児童相談所の三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により、必要な情報の共有に努めること。

なお、打合せの機会等に、警察が把握している情報の提供を求められた場合には、上記の観点から必要かつ相当と認められる範囲において、適切に対応すること。

2 警察、検察及び児童相談所の連携強化

都道府県警察本部、地方検察庁及び都道府県の児童福祉主管部局による連絡会議を実施するなどの方法により、各地の実情に応じた適切な連携体制を強化すること。